

【EU】わが国の死刑執行に対し EU 議長国が声明

海外立法情報調査室・植月 献二

* 2009 年 7 月にわが国が死刑を執行したことに對し、EU を代表して EU 議長国から深い遺憾の意を表し、わが国に死刑の適用停止を要請する声明が発表された。

欧州連合（EU）のすべての構成国は、戦争時を含むあらゆる死刑の完全廃止を規定した欧州人権条約の第 6 議定書を批准している。また、死刑廃止は EU への加盟条件でもある。さらに EU は、域外の国々に対する死刑廃止に向けた活動を強化するために、1998 年にガイドラインを策定しており、目標とするのは、全世界の死刑廃絶に向けた努力を行うこと、そして、依然実施している国々に対しては、死刑適用を少なくし最低限の基準と最大限の透明性のもとに執行するよう求めていくことである。

2009 年 7 月 30 日、EU 議長国スウェーデンから発表された声明は、このガイドラインに沿ってなされたもので、わが国において 2009 年 7 月 28 日、3 人の絞首刑を執行したことに對して EU の深い遺憾の意を表明している（注 1）。

声明は、死刑は残酷かつ非人道的であり、死刑に抑止力は立証されていないこと、いかなる司法制度においても冤罪をなくすことは不可能であることを挙げ、人間の尊厳を守り、人権の向上のために死刑には反対すると述べている。また、2008 年 12 月 18 日の国連総会の死刑に関する決議が、死刑を行っているすべての国に対して、死刑制度の廃止を想定しつつ、執行を一時停止するよう要求していることに触れ、EU は日本と共に、全世界の人権問題に協力したいとしている。EU としては、この機会に、日本が死刑制度を完全に廃止するまでの間、死刑適用の停止を日本政府にあらためて要求するとし、総選挙後の新政権を訪問し、日本における死刑に関する EU の見解を伝える意向だとしている。

わが国の死刑執行に対する同様の EU の抗議声明は、2008 年にも 2 回にわたって出された。また、2005 年 12 月に、駐日欧州委員会、日本弁護士連合会及びアメリカ法曹協会の共催による「人権と死刑を考える国際リーダーシップ会議」開催の折に、EU は当時の杉浦正健法務大臣と会談し、死刑廃止に向けて執行停止などの措置をとるよう日本に要請したという経緯がある（注 2）。

注（インターネット情報はすべて 2009 年 9 月 17 日現在である。）

(1) 'Declaration by the Presidency on behalf of the European Union concerning the execution of three persons in Japan on 28 July 2009' Council of the European Union, Brussels, 30 July 2009 12502/09 (Presse 237), P.88

<http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/cfsp/109464.pdf>

(2) 「死刑制度」駐日欧州委員会代表部 公式ウェブページ

<http://www.deljpn.ec.europa.eu/related_items/jp/死刑制度.php>